

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	永十 (永十)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内で主に栽培している作物は水稻である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足が挙げられる。
主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大、低コスト化を図ること、地域の中心となる経営体に積極的に集積することを目指す。また地域農業の存続のため、地域外からの耕作者の積極的な受け入れや新しい技術の導入に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当面は低コスト化を図りながら現状維持していくが、今後離農者が出た場合は中山間組織を中心に農地の有効活用を考え、耕作放棄地にならないよう農地の保全に努める。 ・離農者が出た場合は、中山間組織を中心とした担い手に集積することを基本に、新規参入者の確保と集積・集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後の活用を視野に、制度の理解不足解消に向けた取組を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
取組予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】
①電気柵・鉄柵等の設置による防止活動。 ⑦中山間組織を中心とした草刈り等の取組。 ⑧地域で共同利用できる農機具等の保管倉庫の管理。